

## 争議行為のお知らせ

1. 日時 令和8年3月12日（木） 8時30分以降

2. 場所 長崎県民主医療機関連合会労働組合の組合員が従事する全部の職場

上戸町病院、大浦診療所、戸町ふくし村、香焼診療所、花丘診療所、ケアホーム  
星取、健友会ヘルプーステーション、訪問看護そよかぜ、健友会ケアプランセン  
ター、健友会本部、長崎民医連、健康企画本部、たんぽぽ薬局、香焼調剤薬局

3. 争議行為の方法

- ① 上記2. の場所の一部において、組合員の一部を指名し、ストライキを実施
- ② 上戸町病院前で、ストライキ集会の実施
- ③ 事業所周辺での患者・利用者・地域への宣伝の実施
- ④ 街頭での宣伝行動への参加・実施

以上のとおり、労働関係調整法第37条の規定により、長崎県民主医療機関連合会労働組合から、2026年春闘要求に関して、争議行為を行う旨の通知を受けたので、同法施行令第10条の4第4項に基づき公表する。

令和8年2月27日

長崎県知事 大石 賢吾